

文化審議会 第1期文化施設部会  
博物館ワーキンググループ（第2回）

令和7年3月25日

開催日：令和7年3月25日（木） 13：00～15：00

場所：文部科学省旧庁舎 文化庁2階 第2会議室

議題：

1. 博物館の望ましい基準について
2. その他

- ・委員：松田委員（部会長）、半田委員（部会長代理）、  
大原委員（オンライン参加）、佐々木委員、杉山委員、田中委員、  
松本委員（オンライン参加）、御手洗委員、山崎委員、横山委員（オンライン参加）
- ・文化庁：合田次長、春山課長、高井室長、荒川課長補佐、その他関係官

【事務局（荒川）】 それでは、ただいまより令和6年度文化審議会第1期文化施設部会博物館ワーキンググループの第2回を開催させていただきます。

事務局を担当いたします文化庁企画調整課の荒川です。本日もどうぞよろしくお願いたします。ありがとうございます。

本日は、大原委員、松本委員、横山委員がオンラインで御参加の予定ですが、今のところ松本委員がオンラインで御参加をいただいております。また、佐藤委員が御欠席でございます。

本日、資料を机上に御用意しておりまして、不備不足がないか御確認をお願いいたします。1枚目、議事次第、2枚目、委員名簿、その後、資料1をお配りしております。また、法令関係の資料をファイルとじて御用意しておりますが、こちらは毎回、机上に置かせていただきますので、もし御自宅で使われることのないようでしたら、そのまま机上に置いておいていただければと存じます。もし不備がございましたら、事務局まで挙手でお知らせいただければ幸いです。

では、オンラインの会議の注意事項につきましては、既に御案内しておりますので割愛させていただきます。

では、ここからの進行を松田座長にお願いしてもよろしいでしょうか。どうぞよろしく  
お願いいたします。

【松田座長】 では、第2回、どうぞ皆様、よろしくをお願いいたします。

早速議事に移りたいと思います。議事次第を御確認ください。議題の1「博物館の望ましい  
基準について」、これを前回から引き続き今日も検討していく、改正案を検討していくと  
いうことでございます。

では、事務局より、資料1に基づいてのこの基準に関する説明をいただきます。その後、  
皆様から御意見を頂戴できればと考えております。

まず最初の説明を事務局よりお願いいたします。

【事務局（荒川）】 それでは、資料1を御覧くださいませ。この資料が大きく3つのパー  
トに分かれておりまして、1つ目が前回、御議論いただきました「基準の趣旨、博物館の設  
置、基本的運営方針、評価について」ということで2ページ目から始まります。その後、「博  
物館の経営について」が12ページ目から、その後、20ページ目から「資料の収集、保管に  
ついて」ということで大きく3つに分かれております。それぞれがかなり大部にわたります  
ので、もし差し支えなければ、それぞれの部分を事務局から御説明させていただいた後、  
御意見をいただければと存じますが、そうした進め方でいかがでしょうか。

【松田座長】 ぜひ、その進め方でお願いいたします。

【事務局（荒川）】 ありがとうございます。

では、審議のお時間を確保いただけるよう、私からはできるだけ手短に、ちょっと駆け  
足で御説明をさせていただきます。

また、前回、事務局から改正案の提示があったほうが分かりやすいのではないかという  
御意見をいただきまして、今回、1に関しては前回の御議論を踏まえた改正案、2、3につい  
ては、こちらから改正の方向性をお示しした上で、考えられる改正案というのを既にお示  
しをしております。こちらについても、あくまで私案となりますので、御忌憚のない御意  
見をいただければ幸いです。

では、早速ですが、1の「基準の趣旨、博物館の設置、基本的運営方針、評価について」  
に入らせていただきます。3スライド目を御覧ください。

3スライド目につきましては、前回のワーキンググループで出された主な意見、第一条と  
第二条について記載をさせていただきます。特に第二条の設置関係について、様々な御意見を  
いただきました。こちらにも簡単に飛ばさせていただきます。

続いて、4スライド目に、こちら、第三条と第四条、基本的運営方針と評価の関係の御意見をいただいております。

この2つのスライドで出された意見を基に、事務局のほうで検討しましたが、続いての5スライド目以降の改正案となります。

では、この条文を若干つぶさに見ていきたいと存じます。まず、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の第一条、現行の案文から矢印で改正案をお示ししています。こちら、赤く色をつけて下線を引いているところが変更のあった部分となります。ですので、今回は、改正案第一条のところに記載しております赤字の部分が追記されたというふうに見ただけであれば幸いです。

第一条の第1項の「以下「法」という。」に関しては技術的な修正で、その後、法に触れることがございますので、こういった書きぶりをしております。

第2項につきまして、前回、博物館の設置の目的や使命の重要性という御指摘をいただいたので、「この基準に基づき」というところの下に追記をしております。

その後、「博物館の事業の水準の維持及び向上並びに活動の充実及び発展を図り」というところで、「活動の充実及び発展」というところを追記しております。こちら、もともとの「水準の維持及び向上」がやや抽象的なこともありますし、また、各館の未来に向けた取組が重要というような御指摘をいただいたことを踏まえて、「充実及び発展」という追記をしてみました。

また、文化芸術基本法の観点を反映すべきという御意見いただいていたんですけれども、既に第2項の後段の部分で、「文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする」ということで、その趣旨があらかじめ入っていたということで、特にこの点は修文をしていないところです。

では、6スライド目に移らせていただきます。こちらについては設置になります。今回、第3項を新たに加える形で検討しております。博物館の設置者に求められる内容というものを、設置者の責任を書き込むべきではないかという御意見を踏まえて追記しております。

こちら、もともと第二条が、「都道府県は」と「市町村は」という、あくまで公立を前提とした書きぶりになっていたんですけれども、第3項の主語は「博物館の設置者は」とすることで、これまでの公立に限らず私立の博物館の設置者も読み込める形としております。

第3項が、「博物館の設置者は」「博物館がこの基準に基づき事業の水準の維持及び向上並

びに活動の充実及び発展を図ることができるよう、当該博物館の事業の実施、職員の確保及び処遇の向上、施設及び設備等の維持、充実及び活用等に必要な資金の確保、条例その他の規程の見直し、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と、ある意味で努力義務ではありますけれども、設置者に求められることを規定いたしました。

この中で、「条例その他の規程」というのが出てくるんですけども、条例という言い方は地方自治体を前提とした表現ではありますが、企業の内規等の規程も含めて、博物館の活動を実施するための柔軟な対応を求めたいという趣旨で記載をしております。

続きまして、7スライド目、御覧いただければと存じます。第二条の第3項は、既に指定管理者に関しての規定が設けられておりました。指定管理者制度の留意事項を記載していただんですけども、前回の御意見を踏まえまして、PFI法に基づくコンセッションについての規定を追加しております。ですので、これまでの指定管理者制度と並ぶ形で、公共施設等運営権の設定ということでコンセッションの記載を追加いたしました。

一方で、両方の制度を利用する際に留意すべき点ということは共通する部分があるのではないかとということで、一旦、「運営管理期間や実施体制、自主的な運営改善の取組を推進するための諸条件等に関する十分な検討」、そして、「設置者及び管理運営者の相互の緊密な連携」という形で共通する書きぶりを一旦させていただいております。もし両者に留意すべき点が大きく異なるということであれば、項を分けるようなことも考えられるかと存じます。

続きまして、8スライド目を御覧いただければと存じます。ここから、現行の第三条の「基本的運営方針及び計画」に入るんですけども、今回、次のパート、経営の部分で触れさせていただきますが、事務局のほうでは、第三条として新たな条を追加してはどうかと考えておりまして、ここから一条ずつ条がずれる形でお示しをしております。

現行の第三条では、「基本的運営方針を策定し、公表するよう努めるものとする」と記載しておりましたが、法改正に伴いまして、基本的運営方針は、策定し、公表することが参酌基準の中で求められるようになりましたので、「努める」という書きぶりは適当ではないということで、あくまで策定をする際の留意点を規定する形に修正をしております。

その際の留意事項としまして、下の改正案の部分になりますが、「基本的運営方針の策定に当たっては、その設置の目的や当該博物館の使命を明確に示すとともに」「博物館の活動の充実及び発展が図られ、利用者及び地域住民並びに社会の要請に十分応えるものとなるよう留意するものとする」という形で、前回、博物館の設置の目的とその使命の重要性と

いうのを御指摘いただきましたが、ここでも触れる形を取っております。

また、第2項におきまして、基本的運営報酬の見直しについて必要に応じて行うということで規定をしております。

続きまして、9枚目のスライドをお願いいたします。こちら、「基本的運営方針及び計画」の後半の部分になりますけれども、前回、中期計画の重要性を御指摘いただきまして、中期計画と各年度の事業計画というのを両方とも策定、公表を求める形に修正しております。

また、第4項におきまして、計画の策定に当たっては、地域の基本計画と連動させることが重要という御指摘をいただきまして、「地域において定める教育の振興及び文化芸術の推進に関する計画を踏まえ」「社会の要請に十分応えるものとなるよう留意する」という形で記載をしております。

続きまして、10スライド目をお願いいたします。こちらは、現行の第四条、「運営の状況に関する点検及び評価等」の規定になります。こちらは、各年度の事業計画のところを、前項を踏まえまして「中期計画」という文言を追記しております。また、前回、点検及び評価に当たっては、文章ばかりではない評価といった御指摘や未来につながる活動という御指摘を踏まえまして、中期計画、事業計画の達成状況だけでなく、当該博物館の活動の成果を点検、評価して公表するという形で記載してはどうかと考えております。

また、第2項につきましても、博物館の外部からの評価を受ける対象ですけれども、利用者だけでなく「活動の支援者」を追記しています。

また、前回、文化芸術の関係者の評価も必要ではないかという御意見をいただいたところですが、これまで、学校教育または社会教育の関係者、家庭教育に関する活動を行う者、学識経験者等という形で教育関係の方々も列挙をされていたところで、ここに文化関係の方々を追記していくと、かなり関わる方が多くなってしまうなという面もありまして、各館の事業の内容に即して、どういった方を評価に加わっていただくかを御判断いただくという趣旨で、一旦、「当該博物館の事業に関して学識経験のある者その他の多様な関係者」という形でまとめさせていただきました。こちら、もう少し詳細に記載する余地もあろうかと存じます。

続きまして、11スライド目、現行の第四条の後半部分となります。こちらについては、技術的な修正でして、赤字の下線部を削除することを考えております。「インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を活用すること」ということを記載していたのですが、インターネット以外にあまり高度情報通信ネットワ

ークが想定されないということで、また、「活用すること等」というところで、インターネット以外の公表手段も担保される書きぶりになっておりますので、こちらは削除して差し支えないかと考えております。

すみません、ちょっと駆け足で恐縮ですが、前回いただいた御意見を踏まえて、第五条までのところで御意見をいただければと存じます。

【松田座長】 御説明ありがとうございます。

「望ましい基準」、正式名称「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」は、現行十六条まであるわけですが、その改定を考えるということで、まずは第五条、現行の数字で言いますと第四条までの改定案を、具体的に事務局よりたたき台として示してもらいました。現状、それから改正案ということで比較できやすいようになっておりますので、それぞれについて、順を追って議論できればと思います。

では、委員の皆様から御質問や御意見があればお願いいたします。

前から見ていくのがよいでしょうか、そうですね、まずは第一条から順を追って見ていきましょう。また後にも戻ってもよいということにして。

では、資料で言うと5ページからなります。現行第一条の第1項及び第2項となっておりますが、ここについて御意見、御質問ある方、いらっしゃいますでしょうか。

【松本委員】 すみません、松本ですが。

【松田座長】 松本委員。

【松本委員】 よろしいでしょうか。

申し訳ありません。私、第1回目、欠席をしたものですから、ちょっとこのワーキング自体の方向性がまだ何もちょっと理解できてない状況なんで申し訳ないんですが、まずはこの「望ましい基準」、文科省の告示だと思んですけど、これをたたき直してというのが第一段階なんでしょうか。その後、何かまた続いてこのワーキングの目指すべき目的、方向性というのがあるのかどうか、ちょっと申し上げたいんですけど、そこをあらかじめお教えいただけたらと思うんですが。

【松田座長】 ありがとうございます。その理解だと思いますが、事務局より回答をお願いいたします。

【事務局（荒川）】 事務局から御説明をさせていただきます。

今、おっしゃっていただいたとおりなんですけれども、本ワーキンググループにつきましては、文化審議会の第1期文化施設部会で設置をされておりまして、その審議の項目とし

まして、この博物館の望ましい基準を含む博物館への支援の在り方について議論をするという事で設置をされております。

この博物館の望ましい基準のほかに、博物館のコレクションマネジメントの在り方についても併せて議題となっております、こちらについては、来年度の後半にかけて議論していきたいというふうに考えております。

【松本委員】 ありがとうございます。

【松田座長】 全体の流れの確認という意味でも、御質問ありがとうございました。

では、再び資料の5に出ている現行の第一条の改正案について、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

前回も、第一条については最後に戻ることが必要ですねというような話でした。この基準がそもそも何なのかを規定している条ですので、ほかの条が変われば動かす部分も出てくるかもしれませんが、取りあえず現時点ではこの案文でよろしいでしょうか。

個人的におっと思いましたのが、「使命」という文言が第2項に加わった点です。前回、「ミッション」のような言葉を幾つか例示しながら、博物館は設置目的よりも具体的なミッションを掲げるべきだというようなことを議論しましたけれども、それを今回「使命」という言葉で整理されたのかなと思いました。

この第一条で使うからには、後に続く条でも使わないといけないと思うんですが、事前にご送っていただいた資料を見ると、例えば改正案の第四条でも「使命」と出ておりましたので、やはり「使命」という言葉でいきそうだなと理解しております。

大きな方向性を示した第一条については、では、よろしいでしょうか。繰り返しになりますが、また後で戻ってもよいということですので。

では、続きまして、6ページに進みましょう。第二条の第1項及び第2項でございます。この改正案につきまして、御意見、御質問がある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

お願いいたします。佐々木委員。

【佐々木委員】 基本的に、設置者の責任ですね。設置者責任をこれだけ明確に示したことは、今後、設置者と現場を運営する者とが一緒に考える上で非常に明確になったのではないかと思います。

【松田座長】 ありがとうございます。よい方向性ではないかということでした。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

【杉山委員】 すみません、すごい細かいところなんですけど。

【松田座長】 杉山委員、お願いいたします。

【杉山委員】 単に言葉遣いの問題なんですけど、「必要な資金の確保」って、あまりちよっと資金という言葉が身近じゃないので、財源確保というのは非常によく言うんで、これ、やっぱりあえて資金としたい理由ってあるものなのではないでしょうか。

【松田座長】 事務局、いかがでしょうか。

【事務局（荒川）】 特にほかの言い方を検討した中で「資金」という言い方に決まったというわけではないのですが、この際には、ここにいろいろと上がってまいります様々なことを実現するために必要な金銭的な措置を行うというようなことをお伝えしたいということで、財源と言った際には、ある意味でそれがどこから出ているかという源の部分を示唆する言葉かなと思いますので、どちらかという、必要な金額や必要な量を確保するというを事務局としては想定しておりました。

【松田座長】 杉山委員、いかがでしょうか。

【杉山委員】 あまり聞き慣れないので。

【松田座長】 なるほど。7ページにも出ておりますが、改正案のところで「民間資金等の活用による」とかいう、こういったことも意識されている部分もあるのかなと思います。取りあえずの説明としては大丈夫でしょうか。

【杉山委員】 理解しました。

【松田座長】 それでは、ほかにいかがでしょうか。御意見、御質問ございますか。

では、私からも1点。前回の第1回のワーキングで、様々な〇〇立の博物館が法改正によって想定されるようになったが、例えば民間企業立みたいな博物館も意識しなくてよいのかというような意見が出たことを覚えております。とはいえ、これは国が設定する基準でございますので、例えば民間企業立の博物館にあまり踏み込んだ書きぶりもおそらくできない。地方公共団体が設置した博物館については、ある程度踏み込めると思うんですけども、民間立についてはどこまで意識するのかというのが一つポイントになると思います。

この第3項を見たときに、一番下の行なんですけど、「条例」という言葉が出てまいります。これは、設置者が地方公共団体であることを第一に念頭に置きながらの言葉だと思っておりますけれども、これだけでよいのでしょうか。例えば民間企業立の場合でしたら、「定款」などでしょうかね、そういった規約を持っていたりするんでしょうけれども、この「条例」という言葉で法務的に大丈夫なんではないかという質問をさせていただきます。

【事務局（荒川）】 法務というのは、法的にということでしょうか。

【松田座長】　　そうですね。たとえば企業には、それが所在する場所の条例を変える法の権限が当然ありませんので、「条例」という言葉で良いのかなといった次第です。

【事務局（荒川）】　　確かに第1項、第2項と来て第3項で「条例」が出てくると、以前のような地方公共団体を前提としているように見えてしまうという御懸念は確かにあるかと思いますが、もともと検討する中では「内規」などの表現をちょっと使っただけなのですが、先ほど挙げていただいた定款のようなものもありますね。

【松田座長】　　分かりました。この辺りの文言は、事務局の皆様のほうが、どこに確認すればよいのかも含めてお詳しいと思いますので、御検討のほどお願いいたします。

【事務局（荒川）】　　承知いたしました。

【松田座長】　　ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

では、半田委員、お願いいたします。

【半田座長代理】　　佐々木さんもおっしゃいましたが、この第3項をつくっていただいたのってとてもいいなって思いました。こういうのが「望ましい基準」に入ってくるといのは、現場の運営側としてもとてもありがたいことだというふうに思うんですけど、第二条全体見渡すと、やっぱり都道府県と市町村の公立館という立てつけがあって、3項になると、一般的な名称としての博物館はというふうになるというのが、何となくもうちょっと何とかならないのかなという気持ちは持つんだけど、でも、それは逆に3項が入ったことによって感じるどころでも逆に言うところがあるので、知恵がなければこういうことなのかなというところは感じますけど。感想です。

【事務局（荒川）】　　事務局から、第3項を第1項のほうに持ってくる案も検討したんですけども、ただ、設置が最初にあって、その後で資源の確保というのが出てくるのであれば、最初に都道府県、市町村の設置を先に書いたほうがよいのかなと思っておりました。

【半田座長代理】　　そうですね。ちょっといいですか。

【松田座長】　　どうぞ。

【半田座長代理】　　おっしゃることはよく分かるんですけど、どっちかというところ、設置者別の類型というのは全体の博物館という概念の下にあるものだから、まず、博物館の設置者はこういうことをすべきだという頭文があった上で、国公立とか私立とかというのはこうしてくださいねというのが何となくすっと落ちる構成なのかなというふうに思うところはありますねって感じですね。

【事務局（荒川）】　　承知いたしました。案文のほう検討させていただきます。

【松田座長】 お願いいたします。

【山崎委員】 ちょっと新しい論点で恐縮ですけど、素朴な疑問として、市町村が共同で博物館を設置する相手というのは、地方公共団体だけなんだろうかという気が、つまり官民共同設置ってあり得るんじゃないかなとちょっと思いました。例えばスポーツ施設だと、民間が造ったアリーナの一部利用枠みたいなのを自治体がいちいち買っちゃうみたいなことって、今、あるんですよ。所有は民間、でも、利用枠だけ持っているみたいな。やっぱり官民、これからはですよ、官民共同設置もあり得るとしたら、地方公共団体等とかにしておくとか、そういう含みを持たせておくのもあるかなと思いました。

以上です。

【松田座長】 ありがとうございます。山崎委員ならではの御指摘かと思いました。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、6ページもまた後に戻ってもよいということで、先に進みましょう。

では、7ページに進みます。第二条の第4項、改正案としては第4項になります。こちらの改正案に即して、御質問、御意見ございますでしょうか。

山崎委員、例えばPFIに関する書きぶりなど、問題ないでしょうか。すみません、振ってしまいました。

【山崎委員】 いや、いいような気がします。一応、PFIをとというのは、施設の整備から管理運営までを一括して行う枠組み、仕組みですと。そのうち、運営のところについてコンセッションという仕組みもあるという、一応、そうなっているんですね。今、ここは運営のことだけが書いてある。いいかなと思いますが、一応、PFI全体をカバーするなら、「官民連携による施設の整備及び運営管理を行う場合には」みたいな書き方のほうが、いわゆるBTOとかそういうものを含んだ書きぶりになると思いますと。

その後の「には」の後は、やはり運営のことがずっと書いてあるんですが、ここに整備のことを入れられたらよりよいのかもしれませんが、ちょっと条文の趣旨からするとずれるので、いいかなと個人的には思いましたけども、もし妙案があればという感じですね。

【松田座長】 事務局、いかがでしょうか。

【事務局（荒川）】 まさに御指摘いただきましたとおり、後段部分が運営に関する留意事項を集めておまして、その意味で、赤字で追記しております民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、こちらの法律がPFI法と一般に呼ばれている法律になりますが、その中でも第十六条の規定による公共施設等運営権の設定、これが別名

コンセッションと呼ばれている制度になります。そのコンセッションの運営に関する部分だけを切り出ささせていただいたというところで、前半と後半をちょっと合うように調整をしたところなんですけれども、もし整備の項を別で設ける余地があれば、それも対応が可能かなと思っております。

【山崎委員】 複雑になりますけどね。

【松田座長】 しかし、指摘を受けて改めてこの点も考えていただけたということでした。

お願いいたします。

【春山企画調整課長】 整備を規定する場合に、具体的に整備の何を規定するイメージかというのがちょっともしお分かりになれば。すみません。

【山崎委員】 一応、PFIの趣旨からすると、民間のアイデアを取り入れましょうというのが法の趣旨ですよ。それは整備にも取り入れるし、管理運営にも取り入れましょうという趣旨になっていると。整備に取り入れるというのは、分かりやすく言えば、ショップの配置はここがいいんじゃない？ とか、ここ、もう少し効率化できるんじゃない？ みたいな話ですよ。運営のノウハウは、それはやっぱり集客とかそういう話だと思うんです。

そういう意味で、この条文で言うと、相互の緊密な連携をしましょうとか、官民で民間側のノウハウを、ノウハウって言葉はよくないかもしれませんが、創意工夫を取り入れましょうとか、PFI法あるいはそのガイドラインに載っている何かいい言葉を持ってきて少し加えろとか、そういうアイデアはあるかもなと思いました。

【春山企画調整課長】 ありがとうございます。

これ、今の原文ですと、4行目ですけど、「施設の運営管理を行う場合には」ってなっていますので、ここは運営管理だけじゃなくて整備、または、「または」なのか「及び」なのか分かりませんが、行う場合にはということ。

【山崎委員】 そうですね。

【春山企画調整課長】 それを下のイメージまで広げるわけですね。分かりました。ありがとうございます。

【松田座長】 ありがとうございます。

ほかにこの7ページの第二条第4項改正案について、御意見、御質問ありますか。

大丈夫なようでしたら、8ページに進みましょう。改正案としては、第四条第1項及び第

2項となります。現行の第三条第1項の改正案です。こちらはいかがでしょう。

大きな変更点としては、基本的運営方針を必要に応じて見直すように努めるというのが加わったのがございます。あと、先ほども申しましたが、使命、ミッションですかね、ミッションステートメントに当たるものを書き込まれた、ここは私はよいと思いました。

【松本委員】 すみません。

【松田座長】 松本委員、お願いいたします。

【松本委員】 ちょっと文言の細かなところなんですけど、現行第三条の1項に、1行目、2行目にありました「教育普及活動等」というのをあえて改正案では消してあるんですけども、これは何か意図があったり、なかったり、あるいは、ほかで触れるとかいうのはあるんでしょうか。

【松田座長】 事務局、いかがでしょう。確かに結構大きく削った文言ですけども。

【事務局（荒川）】

こちらの基本的運営方針につきましては、参酌基準からそのまま表現を引いてきていたかと思しますので、ちょっと事務局のほうで確認をさせていただきます。

【松田座長】 お願いいたします。

【松本委員】 お願いします。

【松田座長】 御指摘、松本委員、ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。

御手洗委員、お願いいたします。

【御手洗委員】 現行のほう、3行目に公表することを努めるというのが書いてあるものに対して、改正案のほうは示す、ちょっと待ってくださいね。3行目に「明確に示す」という、ちょっと少し表現が変わっているんですけど、これで補完しているということで理解、合っておりますでしょうか。8ページの。

【事務局（荒川）】 すみません。8ページの。

【御手洗委員】 8ページの、現行だと「公表」という書き方なので、何か公に、ウェブ上に示すとかに対して、この改正案のほうは「明確に示す」というのが3行目に書かれているだけなので、特にこの辺り、何か表現を意図的に変えているとかというのはあたりしませんがでしょうか。

【事務局（荒川）】

もしよろしければ、24ページに博物館法施行規則の第十九条から二十一条を引用してい

るスライドがございまして、先ほどの松本委員からの御指摘も含めて御回答したいと思うんですけれども、博物館法の新しい施行規則の第十九条の1項の中で、「博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること」ということが新たに博物館法施行規則に盛り込まれまして、このように基本的運営方針が規定されていると。先ほどの教育普及に関しましては、こちらに記載がなかったために表現を合わせて記載を落としております。

今、御手洗委員から御指摘いただきました「公表」につきましては、この第十九条第1項で担保されているということで、「明確に示す」というのは、どちらかといいますと、公表というよりは、この基本的運営方針の中に明示的に読めるような形になっている、伝わるような形で記載がされているということを趣旨として記載しておりました。

【御手洗委員】      ありがとうございます。

【松田座長】      施行規則に寄せたということは理解いたしました。しかし、公表しなくてよいのかなとちょっと思わなくもありません。

企業立の博物館も、基本的運営方針は公表したほうがよいような気がいたしますが、「明確に示す」に「公表」は含まれてはいないものの、その延長線上にあると取れなくもなさそうです。

ともあれ、御指摘ありがとうございました。

【事務局（荒川）】      ただいま御検討いただいている途中ではあるんですけれども、先ほど不具合でお入りいただけなかった大原委員と横山委員がオンラインで御参加をいただいております。当初、不具合がございまして誠に申し訳ございませんでした。この後、御発言ございましたら、ミュートを解除してお声がけをいただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

【松田座長】      大原委員、横山委員、ありがとうございます。現在、「望ましい基準」の改正案を資料1に沿って見ております。今は、ページで言いますと7ページ目を見ております。

お願いいたします、田中委員。

【田中委員】

今のところ、8ページ目のところのやはり「使命を明確に示すとともに」というところなんですけど、例えば「明確に示して公表するとともに」って、「公表」って入れちゃ駄目で

すかね。「明確に示し公表するとともに」で、これって、多分、確かに施行規則の十九条を見れば確かに「策定し当該方針を公表」と書いてあるんですけど、わざわざそっこのほうに飛んで参照して解釈ということをするよりは、もうここで「明確に示して公表するとともに」って書いてしまって不都合がなければ、入れちゃったほうがいいんじゃないかなと思うんですけどいかがでしょうか。

【事務局（荒川）】 ありがとうございます。

基本的には、上乘せになる部分をこの「望ましい基準」で記載するというので、最後に「努めるものとする」とか「留意するものとする」というのが語尾になっていると若干弱まる印象になるという点がございまして、これもストレートに読んでいくと、「公表するよう努めるものとする」とか「公表するよう留意するものとする」が最後の結語になってしまうと、参酌基準で求めている水準よりも低く見えてしまうというおそれがあり、今回は「公表する」を省いたところではございます。

【佐々木委員】 参酌基準だと「公表する」になっているんですね。

【事務局（荒川）】 そうですね、先ほどの。

【佐々木委員】 そうですね。

【中尾博物館支援調査官】 すみません、文化庁、中尾です。

ちょっと補足いたしますと、十九条、施行規則の十九条、参酌基準と申し上げておりますけども、こちらが博物館登録するための基準です。ですので、基本的にこちらに「基本的運営方針を策定し」「公表することともに」って書いてあるということは、博物館は既に策定して公表しているというのが前提なんですね。その上で、中身についてこちらで、こういうところに留意してくださいねということ「望ましい基準」として足しているような形になっておりますので、公表に関してはもう既にされていることは前提としての内容になっております。

【松田座長】 補足説明、ありがとうございました。よりミニマムな施行規則が基本的運営方針の公表を規定している以上、望ましい基準においてはその公表はもう前提だと考えて良いという御説明でした。

半田委員、お願いいたします。

【半田座長代理】 すみません、半田です。

そこに関してちょっとコメントさせていただくと、松本さんがおっしゃった教育普及という言葉に関する詳言なんですけど、施行規則の参酌基準のほうがミニマムだということ

であれば、「望ましい基準」のほうは、それに、具体的に、例えば教育普及という要望を書き込んで「望ましい基準」として提示するというのは全くおかしくないことであって、特にこれを省略した理由というものが、参酌基準に合わせているということでは理由にならないと思うので、入れる意味があれば入れればいいんじゃないかなというふうに思いました。以上です。

【松田座長】 御指摘ありがとうございます。議論のおかげで論理的によい方向が示されたのかなと感じました。最初のきっかけをつくってくださった御手洗委員、ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。現在、8ページを見ております。

よろしいようでしたら、9ページに進みましょう。9ページに示されている下の改正案について、御意見、御質問ございますでしょうか。

これ、私から実は1点ありまして、先ほどの話なんですけど、企業立博物館なども想定した法改正になったわけです。第4項を見ますと、「地域において定める教育の振興及び文化芸術の推進に関する計画」というのは、地方公共団体が設置したものであればそうだろうなという気がするんですが、「地域の計画」というのは自治体の計画だと読めますので、この表現でよいのかなと少し気になりました。もちろん、あらゆる博物館がそういった地域の計画を踏まえて活動してほしいんですけども。これは、コメントとしてお伝えしておきます。

お願いいたします。杉山委員。

【杉山委員】 「社会の要請に十分応えるものとなるよう」、博物館設置するからにはそういうものであるべきとあって、その手段として行政が定める様々な分野の計画というのを位置づけるのはいいけど、それが先に来ちゃうと、マストではないからですね。なので、私立とか企業立に関して何のこっちゃということはちょっとあるのかなと思うのと、あと、例えば教育の振興とか文化芸術の推進のほかに、例えば自然史系だと、環境保全計画とか、そういうものとのほうの密接かなというようなところもあって、「等」とかで、少し教育振興と文化芸術推進のほかに、少し輪郭がぼけるほうがよりいいのかなというような感じがあります。

むしろ、設置者の法人格に関わらず地域にあるミュージアムのほうを積極的に地域活性化の資源とするために、行政のほうがむしろ計画をつくるときに意識すべきとも感じるんですけども、本当はそうなのかなと思うんですけども、ちょっと理屈を反転させるよ

うな仕組みが、この設置基準の中でつくれるかどうかは別としても、恐らくそっちが本来なんだとは思っています。

以上です。

【松田座長】 第2回ワーキングで出たコメントとして、御検討いただけましたら幸いです。

事務局からレスポンスはございますか、お願いいたします。

【事務局（荒川）】 すみません、1点、もし御知見があれば教えていただきたいのですが、民間の私立の博物館が特に参照すべき計画のようなものって、何かここで、「等」でよろしいか、もし具体的に何か想定されているものがあれば教えていただけないでしょうか。

【松田座長】 いかがですか。

大原委員、いきなり入ってきて大丈夫でしょうか。

【大原委員】 ごめんなさい、具体的な条例や項目などは、すみません、私、不勉強でよく分かりませんが、ただ、やはり地域でやるからには、地域のそういう計画は教育委員会とか、首長とか、そういったところの地域の方針と違うようなことは打ち立てられないとは思いますが、というのでお答えになっていますか、すみません。

【佐々木委員】 企業立は、企業の上位計画みたいなものが何かありまよね。その辺、ちょっといかがでしょう。

【松田座長】 お願いいたします、半田委員。

【半田座長代理】 半田ですけど、大原さんもおっしゃいましたけど、私立の場合は、縛られる形で公的な条例とかそういったものを意識しなくちゃいけないという義務感みたいなものはないと思うんですよね、基本的に。ただ、やっぱり地域の中で、博物館として活動していこうとしたときに、やっぱり自治体が定めている地域の、例えば文化財活用基本計画であるとか、そういったものというのは、逆に言えばシェアしている仲間でもあるので、そうした中で自分たちの活動をどういうふうに、地域の行政もそうだし、仲間としての地域団体と一緒にやっていくか。それは公立博物館とのネットワークとか連携も含まれていると思うんですけど。なので、あまりそこを強調して、条例に代わる何かを入れるとかという必要はないように思いますけどね。

【松田座長】 半田委員、大原委員、ありがとうございます。

「計画」や「方針」などの言葉も頭をよぎりました。ともあれ意見が出ましたので、また、以上の意見も踏まえてさらに改正案を検討していただければと思います。

時間もございますので、すみません、10ページに進ませてください。10ページに、改正案としての第五条第1項、第2項が出ております。こちらはいかがでしょうか。

第1回のワーキングにて、小さな館が果たして中期計画をつくれるのだろうか、ちょっと後ろ向きのことを私は申ししてしまいましたが、半田委員からの指摘を受けて、あくまでも「望ましい基準」なのだから、中期計画の策定についても書き込んだほうがよいと納得できました。これは賛成申し上げます。

最後に出ている「多様な関係者」という言葉は、確かに他にはなんとも書きづらいところですが、教育関係以外の方も取り込めるような文言にはなっているんですが、これで良いでしょうか。

御手洗委員、お願いいたします。

【御手洗委員】 ごめんなさい、今、いただいた関係者のところじゃなくて、1つ目のほうですね。もし私の理解が足りていないので教えていただければと思うんですけど、「中期計画及び事業計画の」、2行目ですね、改正案の、「達成状況」ですね。あとは、「博物館の活動の成果」、この「達成状況」と「活動の成果」の違いを手触り感をもって知りたいなと思って、ちょっとよければ教えてください。

【松田座長】 事務局、お願いいたします。

【中尾博物館支援調査官】 すみません、文化庁、中尾です。

今の御質問に関してなんですけども、中期計画というのは、事業計画の中で、ある程度の期間を定めて決めているところが幾つかあると思うんですけども、この中で十分に定め切れない個別のプログラムであるとか、活動であるとか、そういったものの成果も博物館ではたくさん出しています。例えば教育プログラムで、こういったワークショップ、体験会をやって、何人に参加してもらって、こういう効果がありました、こういう成果が出ましたというところもあると思うんですけども、そういったことに関しても、博物館の活動として漏れがちなんですけども、やはりしっかりと発信してほしいと思っています。

そういう中で、博物館の価値を地域の中で高めていくというのは非常に大事だと思っておりますので、そういった計画に記載されていないものに関しても、活動成果として発信していくということは「望ましい基準」として書き込んでおきたいなというところが入ったところでは。

【御手洗委員】 ありがとうございます。計画に書かれていたものがどれだけできたかというのと、書き切れてないんだけど、それ以上に何かさらにできたことを表現する

というところを理解したのと、今、佐々木委員もおっしゃっていたように、私もちょっとロジックモデルで言うアウトプットとアウトカムの違いなのかなと思ったんですけど、ちょっとまた違う手触り感だったりするのかなという理解も進みました。

【中尾博物館支援調査官】　そうですね、どうしても中期計画って行政的になりがちでもあるので、そこに入っていないKPIもたくさんあるんですね。なので、中期計画とか計画に入っているKPI以外のものも成果としてしっかり計っていきましょうという趣旨だと御理解いただければと思います。

【御手洗委員】　分かりました。ありがとうございます。

【松田座長】　佐々木委員、お願いいたします。

【佐々木委員】　評価結果を公表したりはもちろんしていますが、大体の博物館は事業実績報告や年報を作っていて、そこに評価対象になってないことの成果や参加した人の声も書いていたりするので親和性はあると思います。

【御手洗委員】　ありがとうございます。

【松田座長】　ということで、これの追記は、皆、賛成しているという状況だと理解いたしました。

よろしいでしょうか。

では、すみません、時間もございますので11ページに進みます。ここはいかがでしょうか。

インターネット、これはよいでしょうかね、さすがに。

では、時間もございますので、これはよいということで、2番の「博物館の経営について」に進みたいと思います。

では、事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局（荒川）】　それでは、スライド13ページ目を御覧いただければと存じます。ここからは初めての御議論となります。ですので、最初に事務局から改正の方向性と、幾つか参考資料をお示しした上で改正案も併せて御紹介できればと存じます。

まず、スライド13ページ目です。今のところ、博物館の経営に関する規定というのが「望ましい基準」には存在しない状況となっておりますが、事務局からの御提案として、博物館のマネジメントや経営基盤強化の重要性が認識される中、新たに博物館の経営に関する条を設けてはどうかと考えております。

これまで、文化庁の事業等におきましても、博物館の収入をいかに多角化するか、いか

に経営基盤を強化するかということに取り組んでまいりました。また、博物館法二十六条をこの13ページ目のスライドの下に引用しておりますけれども、入館料については、原則徴収してはならない、ただし、やむを得ない事情のある場合は必要な対価を徴収することができるというふうに博物館法に規定がございます。

一方で、この規定に若干縛られるような形で、なかなか高度なサービスを提供することが難しくなっているような面があるのではないかということで、入館料を徴収する、あるいは他の活動に対して対価を設定する場合の留意事項について、併せて「望ましい基準」の中で規定することが考えられるのではないかと考えております。

また、先日の第1回のワーキンググループでも御意見いただきましたが、館の職員以外の方々の力をいかに活用していくかということも重要だというふうに考えております。

最後に、経営に当たっては、国際的な状況を踏まえて、海外との連携・協力なども視野に入れることが考えられるのではないかと考えております。

では、14ページ目、お願いいたします。この博物館の経営に関しましては、既に文化審議会の答申におきまして、営む、こちら、これからの博物館に求められる役割・機能の5つの方向性ということで答申をいただいたところですが、丸5の部分で期待されておられますとおり、「専門的人材の確保、持続可能な活動と経営の改善向上（「営む」）」という観点が必要だということで既に答申をいただいているところでございます。

続きまして、15ページ目に、これまでの文化庁の事業における取組を御紹介しております。令和4年度から、会員制度やクラウドファンディングなどを各館で導入いただけるような様々なガイドブックやツールを開発しましたり、また、令和5年度からは説明会及び相談会を実施しております。こういった活動を通じて、博物館の経営基盤を強化できるように取り組んできたところです。

16ページ目につきましては、博物館の入館料の徴収の状況をお示ししております。公立博物館におきましても、既に入館料を設定されているところが8割程度ということで、ほとんどの館で入館料を徴収されているところです。ですので、あくまで徴収をする中で、どういったことに留意する必要があるのかという方向性で、「望ましい基準」の中で留意事項を示せないかと考えております。

続きまして、17ページ目のスライドで、ICOMの職業倫理性を御紹介しております。国内における登録博物館の入館料の在り方は、先ほどお示しした博物館法の規定となりますが、海外においてはこういった定め方をされております。博物館は非営利の恒久的な施設であ

るというふうにICOMのほうでは定義をされているんですけども、非営利といっても、必ずしも無料でサービスを提供するというのではなく、あくまで収入を、得たものをどう使うかという点に焦点が当たっているところです。

最後に、18枚目のスライドで、日本の博物館総合調査から引いてまいりました総収入における各収入の割合の表をおつけしております。まず、収入の多角化が必要だということで、通常の内外部収入だけでなく、入館料やショップの売上げ、それから、施設の貸出し、それから、寄附等の外部資金などの割合が、それぞれの設置者でどうなっているかというのを資料でお示ししています。やはり公立館は入館料収入も、そもそもこのどの外部資金も私立の博物館に比べるとまだまだ数値が低いような状況となっております。

こういった背景を踏まえまして、スライドの19ページ目で、文化庁の事務局の私案として、第三条としてこういった条を設けてはどうかと考えております。全部で4項ございまして、上から順にポイントを御説明させていただきます。

新設第三条の第1項としましては、「博物館は、基礎的な運営費を確保するのみならず、入館料の徴収、寄附の受入れ、会員制度による会費の徴収、効果的な収益事業との連携等により、当該博物館の収入の多角化とその拡大を図り、将来にわたって文化拠点としての当該博物館の活動が充実、発展し、持続的で健全な運営が可能となるよう努めるものとする」といった形で、先ほどの収入の多角化と持続可能な経営という点を盛り込んでおります。

第2項につきましては、「公立博物館が、法第二十六条ただし書の規定に基づきその維持運営に必要な入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収する場合には、博物館の健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与すると法の目的も踏まえ、一般公衆が来館しやすいように配慮するとともに、博物館資料の展示や説明等の工夫や様態に応じて対価を柔軟かつ効果的に設定するものとする」。こちらで入館料を徴収する際の留意事項をお示ししたいと考えております。

この「対価を徴収する場合には」というところで、入館料と、また、それ以外のサービス、様々なガイドツアーですとかワークショップなど考えられるかと思えますけれども、そういったものも含めて、その実施に当たっては、博物館の法の目的も踏まえつつ、経済的に困難で、そういった方々へのアクセスが制限されるようなことのないように、一般公衆が来館しやすいという観点を持ちながら、一方で、説明等の工夫や様態に応じて対価を柔軟かつ効果的に設定すると。サービスの内容によって柔軟な対価設定ができるように留

意する必要があるというようなことを、こちらで示したいと考えております。

第3項で、「博物館は、外部の専門性を有する者の知見も活用しつつ、当博物館の利用者の拡大とその満足度の向上に努めるとともに、寄附者、ボランティアその他の博物館活動の支援者の拡大に努めるものとする」。こちらは、外部の方々の力をいかに使っていくかという点と、パブリックリレーションズ、利用者の拡大とその満足度の向上を図っていくということを規定しております。

第4項、「博物館は、その経営に当たり、国際的な状況や海外博物館の動向を踏まえ、必要に応じて海外を含め他館との連携、調査研究や展示での国際連携、その他経営の改善に向けた工夫に努めるものとする」。この国際的な部分にどこまで踏み込んでいくかというのは、各館の状況に応じて様々ではあると思うんですけども、海外に目を向けるという点を「望ましい基準」の中で盛り込んでいくに当たっては、経営の観点で一つ意識をすることができるのではないかと考えております。

こちら、よろしく願いいたします。

**【松田座長】** ありがとうございます。これはかなり大きな変更点になるかと思いき、きっと委員の皆様もいろいろ考えるところがある改正案ではないかと思いき。19ページを見ながら、また適宜、その前のページも参照しながら、御質問、御意見をいただきたいと思いきますがいかがでしょうか。

お願いいたします、山崎委員。

**【山崎委員】** ちょっと長くなりますがいいですか。

まず、収入の多角化とか人材の確保という方向性自体は異存ないですし、書いてあることも異存ないです。その上でですけども、まず、経営目標と、それを達成するための経営という活動は分けたほうがいいと思いき、これ、概念として。経営目標というのは、収入の増、コストの減という財務的な話だけではないはず。究極的には、前回出た使命の達成が経営目標だと思いきですけども、そのために、財務的な話だけじゃなくて、例えば、若年層の集客を増やすとか、地域の観光振興とかも経営目標になり得ますから、目標はまずあります。その上で、それを達成するための実際の経営という活動は、一言で言えばリソースの配分です。人、物、金の配分が経営です。

予算も人も潤沢な時代は幅広く配分すればいいんですが、今、そうではないはずなので、選択と集中ってよく言いきけど、何かに配分したら何かを捨てるということが起こり得る時代じゃないですか。これは施設も同じで、施設規模を減らすのも経営なんですね、あ

る種。なので、収入を増やそう、いろんな人と連携しようも確かに経営の一つの方法だけど、ほかにもたくさん経営のやり方ってあると思うんです。

なので、まず、目標を立てましょうということ、当然、たくさんいろんなものがありますねということと、それを達成する経営という活動は、結局、リソースの配分なんだみたいな、それは選択もあるし、捨てることもあるんだみたいなことが全体として、まず、経営って何なのよって話が見えるといいかなと思いました。

さらに申し上げますと、その経営目標とか経営手段というのは、先に出てきた中期計画などに書かれるのか、何か別のものに書かれるのか、ちょっとその辺りも整理をしておかないと、この館の経営って何に寄っているんですかってことが説明つかないと思うので、その辺も考えたほうがいいかなと思いました。

以上です。

【松田座長】 御意見ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

半田委員、お願いいたします。

【半田座長代理】 これ、結構大きな問題だなと。問題だというか、きちっと整理すべき課題だなというふうに感じます。

新案で、新設の案で出していただいて、第三条の出だしのところですけど、「博物館は、基礎的な運営費を確保するのみならず」って、これ、博物館が主語になっていますけど、山崎さんがちょっとおっしゃったけど、これ、経営ということについては、設置者が持っている経営責任というものの範囲というのは、やっぱり中長期の言ってみれば経営計画の中で、自分たちの館は何をミッションとしてどこに行くのかということを決めるというのが経営方針だろうというふうに思うんですね。そこで書かれた方針について、やっぱり経営する設置者側はそれに責任を持たなくてはいけないという立場であることは明確に示す必要があるのではないかというふうに私は思います。

その上で、でも、やっぱりベーシックインカムみたいなところが細ってきている社会傾向の中で、そういう予算だけでは自分たちが求める、これはやるべきだと思った事業全体が行うことができない部分を、自分たちが経営戦略的な部分の中で、どういう活動で資金を調達していくのかということは、今、博物館があまりにも取り組んでいない分野として今までずっと来ていて、お上からの金がなければ自分たちはやっていけないんだという宿命論みたいところに現場が置かれているというところはやっぱり変えていかないとはい

ないと思うんですね。

ただ、このまま設置者としての経営責任と、やっぱり経営手段としてのフレキシビリティというものにもっともっと工夫をしていかなくちゃいけないというのが車の両輪になるためには、やっぱり今の状況だと、フレキシビリティをもっと持てば、設置者側は予算を減らせるだろうと思っちゃうわけですよ。そうではなくて、やっぱり経営として責任を果たすべき資源、資金というのは、責任としてやっぱり確保する必要がありますよって前段でも言っているわけだから、それを踏まえた上で、やっぱり活動の充実とか社会への付託みたいところに博物館が応えていこうとすれば、経営努力は必要です、資金の多様化みたいなものも努力すべきですという文脈で、やっぱり読むほうが理解できるようにつくと、もうちょっとすんと落ちる人が増えるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

そこが一つと、それから、二十六条については、法改正のときも随分議論した経緯がありますけど、あの条文を残した意味というのは、昭和26年の法改正というか、法がつくられたときからのずっと引継ぎの条項なんですけど、理念条項だよねということで残ったというふうに記憶をしています。それはそれで、博物館が社会教育施設としてこれからも持続的にやっていく上では、理念としては大事だよねというところというのはやっぱり担保しようよということで残った条文であり、尊重すべき条文でもあると思うんですけど、その中で、先ほどのお話に戻れば、設置者の責任において、経営という観点で何を自分たちは責任として担保しなくちゃいけないのか。もう一つは、別な側面で、運営の充実、活動の充実といった視点で、いかに経営戦略的に多様な資金調達も含めて工夫をしていかなくちゃいけないのかということが両輪として回っていくと、いい方向に行くのではないかとこのように感じましたね。

**【松田座長】**      ありがとうございます。

事務局は、これはよろしいですか。たしかにお聞きしましたということで。

おっしゃるとおり、設置者の責任を何らかの形で書き込めれば良いなと思います。

**【半田座長代理】**      方向を指定しているわけじゃなくて、危惧があって、そういうことを博物館がやってくれるんだったら予算は減らしていいわけねという方向に行ってほしくないということなんですけどね。

**【松田座長】**      ほかに御意見、御質問いかがでしょうか。

私は、この第三条の第1項については、やっぱり改正法の二十六条で「対価を徴収してはならない」と述べていることを考えると、明らかに矛盾があるように読めるのが気になり

ます。法改正でこの条項の文言は変えなかったけれど、実は入館料を徴収するのが望ましい、というふうにむしろ読める気がします。実際、徴収したほうが良いと私は個人的に考えているのですが、法改正で変えなかったのにこの基準で良いのかというのはやっぱり気になるところです。ということで、意見を申し上げておきます。

ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

**【中尾博物館支援調査官】** すみません、入館料に関して少し考え方というか、補足させていただきます。

二十六条のただし書のある場合、そこがあるということはまず前提としまして、それに対する対価を徴収する場合にはということで、徴収に関して記載しているところがございませう。なので、取っていきましょうねという方向性ではないことはまず押さえておきたいと思っております。

それと、下に「対価を柔軟かつ効果的に設定」というのは、もちろん高額で取っていくという部分、ある意味、価値に見合った額で取っていきましょうという部分もちろんあるんですが、もう一つは、やはり安価に設定されすぎていて、収受コストのほうが上回っている場合があるんじゃないかという問題意識もここに含まれています。日本博物館協会さんの総合調査などのデータで見ますと、大体、中央値として300円ぐらいですね、入館料。収入的にも、たしか100万ぐらいだったと思います。約100万円。事業コストとしては、多分、3,000万ぐらいが中央値だったと思います。そうやって考えますと、結局、入館料収入というのが、事業の活動費に占める割合というのは3%ぐらいなんですよね。

なので、かなり少ない数字はあるんですけども、それを取るために券売機を置く、また、そのスタッフさんを置く、そのための事務コストも発生する。様々考えたところで、100万円取っていくのかどうかという部分。そのために機会損失も生じていますよね。館としては来館してもらえない人も多だろうし、利用者としても、300円であつてもなかなかハードルになってしまうというのもあるので、この辺りに関してしっかりと一般公衆が来館しやすいように配慮するとともに、また、この柔軟な見直しというのもしてくださいねという意味も込めて、こちらの条文、書かせていただいたところかなと思っております。

**【事務局（荒川）】** 今、中尾から御説明した観点が、「効果的な」というところに込められている部分があります。「対価を柔軟かつ効果的に設定する」というところには、そのコストを鑑みての料金設定というのが含まれております。

**【松田座長】** お願いいたします、田中委員。

【田中委員】 すみません、個別事例で恐縮なんですけど、今、第2項のところの3行目の、2行目か、「入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収」って書いてあるんですけど、これ、恐らく博物館や美術館が持っている画像の貸出しの手数料のことを言っているのかなと思うんですけども、意外とこれ、利用する側からすると大きくて、私も博物館に勤めていたときに、本を出しますということになって、出版社から出すということになると、それ、商業利用ということで、自分が勤めている館の画像を使うのにもお金を払わなくちゃいけないということが生じて、今の出版事情もかなり厳しいので、掲載料は執筆者負担ですっていうふうに言われてしまって、原稿料はもちろん出ない、自分の博物館の資料を使うんだだけでも数万円払わなくちゃ、1点につき払わなくちゃいけなくて、3点使うと9万円ぐらいかかって、ちょっとこれは払えんなんて思って、ちょっと断念した経緯もあるんですね。

そうすると、もう画像をちょっとやめようかなというふうに、実際、私もやめましたし、そういうことが起きてくると、学術書なんだけど、一般書店で流通するから、それは商業利用だよなというふうにもう線引きされてしまうので、学会誌だったら無料、でも、商業出版だと有料ということになってしまうので、そういった画像の利用を控えるという、実際、私も控えましたし、動きになってしまうと、そういった利用をちょっと阻害してしまうんじゃないかなと、非常に懸念がありまして、こういった書き方だと、恐らくどんどんお金を取っていきましょねみたいなふうに読めてしまうので、その辺りが促進されるのがちょっと懸念があるということ。

あと、アメリカとかではよくフェアユースの考え方で、できるだけ多く使わせていきたいと思いますという、フリーで使ってもらって、商業利用もオーケーよって、高精細な画像もオーケーよとしている、そういう考えなんですけど、そういうところもある一方、日本ではどちらかというと、多様な資金の調達というのはいいんですけども、そういったところの社会に対する、どういうふうに画像やそういった文化の価値を提供していくのかということもちゃんと考えないと、そのようなことが起きてしまうんじゃないかなと思うので、その辺りもちょっと若干懸念というか、実際、私の個別事例ですけども、そういった利用の制限というの生まれてしまうので、あまりよろしくないんじゃないかなというふうに思いました。

【松田座長】 よろしいですか。御意見ということでありがとうございます。

お願いいたします。横山委員ですね。

【横山委員】 すみません、ちょっと遅れて参加したので飛び飛びなんですけど、今のこのところで、第2項の真ん中辺りの博物館の健全な発達、「もって国民の教育、学術」って書いてあるんですけど、ここが「国民」というのは、今、いろいろ、美術館、博物館というのは利用者は日本の国民の方だけじゃないですよ、いろいろ海外から来る人もいたりとかするので。ここは「国民」というのが入っているのがすごくちょっと気になったんですけど、それと、海外の提携とかそういうところもあるのと、あと、その次の行の「博物館資料の展示」、すみません、今、ちょっと会場にいないので、今、先生の発言されたお名前がちょっと分からないんですけど、今、一つ前の発表にあったように、展示資料の展示だけじゃなくて、もちろんインターネット等で資料とか収蔵品を公開とかなんですけど、展示だけじゃなくて利用というような言葉というか、博物館に全部の資料がアクセスできるリサーチセンターがついているところばかりではないと思うんですけど、博物館というのは、展示を見るだけではなくて、やっぱり研究者だとかいろいろな人がそれを使うという場所でも、美術館、博物館が道具箱というようなことをすると、博物館イコール展示だけみたいのじゃなくて、もうちょっと図書館的な利用みたいな、何かそういう言葉が入ったらいいんじゃないかと思ったのと、「国民」という言葉がちょっと気になりました。

【松田座長】 事務局よりレスポンスございますか。お願いいたします。

【事務局（荒川）】 今、御指摘いただきました「国民の教育、学術及び文化の発展」というところなのですが、こちらが博物館法の第一条に規定している博物館法の目的の部分から引用をしております、もともと博物館法、昭和26年にできたものではありますけれども、その頃から博物館の法の理念として、「国民の教育学術及び文化の発展に寄与する」ということは、一応、目的として掲げられてきたところです。

ただ、今、おっしゃっていただいたような状況の変化も踏まえまして、この次の行に出てきます「一般公衆が来館しやすいように」というところでは、国民という言い方ではなくて、外国の方や観光客の方なども含めて、博物館に足を運ぶような人たちというところで規定する際には、「国民」という言い方ではなく「一般公衆」という書き方で、国籍によらない書きぶりを採用させていただいたところです。

【田中委員】 そうすると、それがなかなか変わらないのは分かるんですけど、来館、博物館とか美術館って、学術研究と教育というのは、本当に日本の方だけではなくて、日本の今よく言われているのは、日本にはすばらしい収蔵品だとか資料があるのに、それが海外の研究者の方とかから、どこに何があって、研究材料がすごくすばらしいものがある

ということがなかなか分からないということ、今、文化庁さんがいろいろな翻訳をしたりだとか、美術館の収蔵のデータをどういうふうにオンラインでアクセスするかということ、一生懸命されていると思うんですけど、一般公衆が来館しやすいようにという配慮だけだと、やっぱりいろんな人にも来てもらってというだけで、博物館をいろいろな、アカデミック、いろんな世界的なアカデミックの人とかに使ってもらえるというような感じのニュアンスがないと思うのが、だから、その「国民」という言葉でなくても、「博物館資料の展示」という言葉の、利用みたいな、その辺をもうちょっと何かニュアンスが伝わるような言葉が入るといいんじゃないかなと思いました。

【事務局（荒川）】 御趣旨を理解できたと思いますので、修正案を検討させていただきたいと思います。

【松田座長】 半田委員、お願いいたします。

【半田座長代理】 すみません。

【松本委員】 よろしいでしょうか。

【松田座長】 では、半田委員、その後、松本委員でお願いいたします。

【半田座長代理】 田中さんがちょっと触れておられましたけど、これ、第2項のやっぱり「入館料」のその次の「その他博物館資料」、この括弧のところを含めて「の利用に対する対価を徴収する場合」って、この用語の使い方、ちょっと考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。やっぱり世界的な潮流としては、もう博物館の所蔵データってもうほとんどオープンソース化しているので、しかも商業利用も含めて高精細のデータがダウンロードできるような潮流に向かおうとしている中で、日本の「望ましい基準」が、そういうものを有料で利用する場合はありますよね、そういうものを含めて資金に活用してくださいねって言っているような方向性というのは、やっぱりちょっと考えたほうがいいかなと。

資金化できるリソースって、結構、博物館、持っていると思うんですけど、一番大事なコレクションとかコレクションの情報みたいなものというのは、できればもう本当にオープンアクセス、誰でもどういう用途でも使えますよという方向に行こうとしていますから、それとの整合性というのはきちっとやっぱり考えたほうがいいと思いますね。

【松田座長】 半田委員、ありがとうございます。

それでは、松本委員、お願いいたします。

【松本委員】 ありがとうございます。

半田さんの最初の御意見とちょっと重なるんですが、特に第三条の1項辺りの資金確保というようなニュアンスのところで言いますと、やはり博物館の設置者と博物館自体と、これ、両者もうちょっと書き分けるか、あるいは一体とするか、設置者のほうの責任がやはりあまりにもこの書きぶりだと抜け落ちているような気がするので、やはり設置者基準というものをもうちょっとどこかに盛り込んでいただいたほうが良いような気が強くいたします。それが第1点。

それから、2番目の、これも今、半田さんほかの方々おっしゃったところの資料利用について、やはり我々も国際的に圧力を受けておりまして、画像資料などは無料で公開せよといったようなところもかなりあるので、そこら辺への配慮もちょっと必要かなと思います。

それから、もう一つ、4項の国際交流ですけども、これ、いきなり中小も含めて博物館全体にここまで押しつけていいのかどうかというのはちょっと何か、書きぶり、もう少しあるんじゃないかというのが感想なんですけれども。

それで、国際的な連携の一番最後に、それが経営の改善に向けた工夫というのに直接つながる書きぶりというのも、これもどんなものなのかなというの、ちょっとここら辺、ほかの書きようもあるのではないかなというふうに思った次第です。

以上です。

【松田座長】 松本委員、ありがとうございます。

【佐々木委員】 今の点で。

【松田座長】 では、佐々木委員、お願いいたします。

【佐々木委員】 今のご発言を受けてなんですが、4の国際的な連携等は館にもよりますが、小規模館でもテーマが特化した専門館は、専門館同士で国際的なつながりや連携協力は結構あったりします。ほかにやっている館がないから、とてもディープにつながったりするので、そういうところは違和感はないと思います。郷土に根差した館にはハードル高いかもしれませんが、友好都市と交流していたりもするので、国際的な連携はあっても励みになるのではないかという気はいたしました。

【松田座長】 4項で私が気になったのが、先ほどの山崎委員も御指摘されていたように、経営の肝はリソースの配分であるとして、「経営の改善」という言葉で良いのかなという点です。国際的な動向を踏まえるというのはとても大事ですし、海外の館との連携もとても大事だと思いますし、調査研究や展示での連携もぜひやってほしいんですけど、経営の改善で海外とどう組めば良いのか、考えるところです。経営という文脈で海外連携を書いて

いいのかなと、ちょっと気になりました。コメントです。

御手洗委員、お願いいたします。

**【御手洗委員】** ありがとうございます。

少し最初に山崎委員がおっしゃっていたことに少し似たようなコメントになってしまうんですけども、実際にここで経営についての条項を入れるというのは非常にいいことだなというふうに思いますし、実際に私も、今、事例で御紹介いただいたファンドレイズの件で、いろんな博物館さんと御相談を乗っている中で、やはりコストと財源ですよ、財務、資金調達、どうしていくかというのを非常に悩まれている博物館様、非常に多いというのを自分自身も感じているので、それを踏まえて「望ましい基準」というのを俯瞰して見たときに、やはり経営、特に財源というところに関して記しておくというのは非常にいいことかなと思いますというのが大前提としてあるんですけども、要は、ここで何を言いたいかという、みんな、いろいろ工夫して頑張っただけというのを言いたいのかなと、すごくざっくりとした表現で表現するとそうなんですよ。

なので、ここに、具体的に例えば入館料の徴収とか、寄附とかという、会費、あとは資料の利用の対価というのの一つのアイデアとして書いてあるのはとてもいいと思うんですけども、やはり今、皆さんの御意見もあるように、どうしても書いてあると引っ張られてしまう部分というのがあるので、どこまで記載する、今の国際連携というところもそうだと思うんですけど、どこまで書いておくかというところと、どこから頑張ってくれってみんなにお伝えするかという部分を、何か少し、ごめんなさい、具体的なすてきなアイデアを出せるわけではないんですけども、何かそういった観点で書けるといいのかなというのを感じたというコメントになります。

以上です。

**【松田座長】** 御手洗委員、ありがとうございます。

お願いいたします、レスポンス。

**【事務局（荒川）】** 恐れ入ります。博物館の経営全般についてのお話にちょっとなってしまうんですけども、特に山崎委員、半田委員、松本委員から設置者の責任について御指摘をいただいたところなのですが、この「望ましい基準」全般を俯瞰したとき、最後にまとめて全ての情報をお出しすることになると思いますけれども、博物館の設置者に特化して記載をしている、記載をしようと考えていたのは、先ほど御紹介をしました第二条の「博物館の設置等」に関するところだったんですね。その中で、資金の確保ですとかその

ための配慮というのを書き込むことで、ある意味で、第三条の主語は博物館、第二条の主語は博物館の設置者という形で、相互に補完する形で規定ができればというふうに考えておりました。

ですので、今、いただいた御指摘、第三条の中で書き分けていくことも考えられるんですけども、この後、第四条、五条と続く中で、毎回、館と設置者との役割を書き分けていくとかなり煩雑になることが予想されますので、可能であれば、博物館の設置に関するところで設置者の責任はまとめられたほうがありがたいかなと思っているところです。

【松田座長】      ありがとうございます。

大原委員、お願いいたします。

【大原委員】      ありがとうございます。

今あった設置者と館の書き分けのところ、少しコメントさせていただきたいのですが、やはり経営に対する責任って、どちらかという設置者が負うものではないかという気が、今のお話を聞いていて私は思いました。なので、例えば寄附集めとか、館を使って設置者がどういう寄附を集めるか、そうするとやっぱり資金調達のところはかなり設置者に寄っているんじゃないかなというのが、すみません、これ、コメントです。

私がお話ししたかったのは、第1項の入館料の徴収がここに来ていいのかどうかというのは少し立ち止まりました。これ、やっぱりミュージアムも立場によって違うと思うのですが、我々のようなやはり公益財団法人がやっているミュージアムの場合は、入館料はミッションを達成する一つの方法であって、ミッションを達成する手段、そのための資金調達の目的にしてはいけないと思っています。寄附を受け入れるとか会員制度を充実させているというのは、たくさんの人に見てもらうために必要な資金調達なので、寄附の受入れ、会員制度、それとか効果的な収益事業、それからここに私は投資とかが入ってもいいのではないかという気はしているのですが、それは運営費確保のために必要。でも、入館料は、もちろん夜間特別貸切りをするとか、そういったところでの入館料は運営費を確保するものになるんですけど、一般入館者の入館料までここに入ってしまうと少し混乱を来すのではないかなと思ったのが1点です。

それから、もう一つは、3番目のボランティアさんの扱いです。これもいろいろなミュージアムによって違うと思うのですが、うちの美術館では、ボランティアさんというのは教育普及の対象なんですね。つまり、我々がミュージアムを使って様々な社会と連携する、そういう教育を受ける対象であって、ボランティアさんは、応援はしてくれますけど、外部

の力としては扱ってないんです。ちょっと博物館法、もう少し私、勉強してここに来ればよかったですけど、ボランティアさんが外部の働き手のように書かれることが望ましいのかどうかというのは、少し気になりました。

すみません、ちょっと不勉強なのに。よろしく願いいたします。

【松田座長】　　お願いいたします。大原委員、ありがとうございました。

【事務局（荒川）】　　ありがとうございます。

1点、先ほど松田座長からも入館料の徴収が法と矛盾しているように読めてしまうのではないかと御指摘いただいたのは、恐らく第三条第1項の「入館料の徴収」を、この「収入の多角化とその拡大を図り」で受けているというところが恐らく御指摘だったと思ひまして、今、大原委員からいただきました、入館料の徴収が第1項に入っているというのはやはり違和感があるところなのかなと思ってお伺いしたところです。

この書きぶり……。

【大原委員】　　ただ、通常入館料じゃなかったらいいと思うんです。先ほど申し上げた、特別な時間に少し高い値段で、それもきっと入館料の中に入ると思うので、そこを分解なさったらいいのではないかと思います。

【事務局（荒川）】　　ありがとうございます。

そうですね、入館料という言葉で、通常入館料と、また先ほどの特別な体験のようなものと、そういったものも含めて、今、「入館料その他博物館資料の利用に対する対価」という書きぶりをしてしまっていたんですけれども、先ほどの資料利用の観点などもまた別の側面があると思いますので、そちらも併せて検討させていただきます。

【松田座長】　　大原委員、ありがとうございました。

杉山委員、お願いいたします。その後、田中委員。では、杉山委員、田中委員の順番でお願いいたします。

【杉山委員】　　すみません、いい感じにまとまったあれを混ぜ返すようなあれなんですけど、これ、博物館法で、入館料と博物館資料の利用に対する対価と書いてあるからどうしてもこういう表現になると思うんですけれども、どちらかという、入館料とか博物館資料の利用による対価とより、博物館というのは比較的広い公共空間なんで、博物館の事業に対する余裕部分というか、時間的にも空間的にも余裕部分みたいなものがあって、そういうのをどんどん活用することによって資金を調達することというのできる、ユニークベニューとかが圧倒的にそうなので、これを入館料と言うとややこしい話になるので、施

設の使用料とかという概念があるともうちょっと分かりやすいですね。

道路とか公園とか、そういうパブリックな空間の余裕部分というものの活用というのは、多分、パークPFIなどに反映するように、多分、国を挙げてやろう、やろうとしているところなんですけども、ミュージアムも、大体、開館時間が地方公立館とかってもう5時には終わっていますみたいな感じで、すごい余裕部分があって5時から9時くらいまでは、本当はそこを企業さんに貸して何かに使ってもらおうとかということで、非常に博物館の普及にもなるし、使用料という形で収入が得られる。けど、入館料という言い方をしてしまうと、あまりそこが想像できないというところがあるので、博物館法由来の言葉の使い方なんですよけれども、この言葉がすごく限定的なイメージをもたらしてしまうのかなというふうに思いました。

あとは、画像利用ですね。うち、結構、受験産業でお使いいただいているので、年間の収入が、歳入に対する比率がすごい高くて、これをどうしたものかということで、国際的な圧力がかかっているって、今、聞きましたので、その国際的な圧力を知りたいというふうに思っているんですけども、1回、そういう収入源を立てたらやっぱり、もう来年からはパブリックドメインなので500万歳入減りますとか、とても言えないような状態なので、ある種、ちょっと差別化するようなことが必要なかなと思っていますけれども、ちょっと難しい問題だなというふうに思っています。

かつ、皆さんが使いたいような画像を獲得する、その後ろにある労務というのが膨大なもので、なかなか小さい館だと、そういうようなことをやって対価を得られるからきれいな写真をプロのカメラマンに撮ってもらうんですよみたいな、小さいサイクルがあるいはもう回ってしまっているかもしれないので、なかなかそういうところでも一足飛びにはいけないかなというふうに感じているところです。

以上です。

【松田座長】      ありがとうございます。

では、田中委員、お願いいたします。

【田中委員】      そうですね、今、入館料、入館料と、結構その辺りの話が出ていた、17ページのところに各諸外国の入場料収入というところがあるんですけど、これ、確かに大英博物館とかも無料で、イギリスも無料の館が非常に多いんですけども、確かに常設は無料なんですけど、入って行って、常設展入って、中に特別展の区画があって、ここからは有料ですみたいな感じになっていたりするので、多分、ルーブルとかもそうだと思うん

ですけど、常設は無料で見れます、ここの区画からは有料ですって、結構お金を取るところから取るみたいな、そんなところがあったりするので、その辺りもちょっと違うのかなというふうに思いました。

でも、これはもう政策として、イギリスの人に聞くと、博物館、無料なの当たり前だよ、でも、その代わり税金高いという、それで、でも、博物館も教育も無料というのは、それは享受するからしょうがないよねというところはあるのと、ちょっと違うかなというのを思いました。

あと、今、ブラジルの大統領が来日されていますけど、南米の博物館に行く機会があって、サンパウロだったんですけど、入場料はすごい安かったです。安かったんですけど、週に1回は無料デーというのが開かれていて、誰にでも開かれている日があって、あとは、高齢者の方も無料だったりとか、そういった非常に国の政策としてブラジルもやっていたりするので、この辺り、もうイギリスやブラジルとか、アメリカの一部のスミソニアンもそうですけど、そういったところとか、スミソニアンも、結局、無料ですけど、IMAXシアターは有料とか、そういうふうにちょっと分かれていたりするので、その辺がちょっと細かく、お金払う人はここからは有料で見てねというところが違うのかなというふうに思いましたね。

すみません、以上です。

**【松田座長】** 田中委員、ありがとうございます。

それでは、すみません、ちょっと時間の制約もございますので、もし差し支えなければ次に進ませてください。

3番の「資料の収集、保管について」について、事務局より御説明お願いいたします。

**【事務局（荒川）】** それでは、スライドの21ページ目を御覧いただければと存じます。その次の条になりますけれども、すみません、博物館の法改正に伴いまして、デジタル・アーカイブ、先ほどオープンソース化のお話もありましたが、デジタル・アーカイブや外部データベースに連携して博物館資料を公開していくという方針が博物館法の中でもうたわれているところです。また、博物館法の中で資料の収集及び管理の方針についても盛り込まれましたので、こういった点を博物館の資料の収集、保管、展示、今、第五条に規定がありますが、そちらに盛り込んでいく必要があると考えております。また、昨今、収蔵庫の不足に直面する館が増えているということで、資料管理の在り方についても併せて規定をする必要があるのではないかと考えております。

実は、この第五条の後に第六条としまして、資料の展示方法という項目が続きます。ですので、今回のこの第五条につきましては、資料の収集、保管に集中する形で規定をしようかどうかというふうに考えているところです。

22ページ目、お願いいたします。こちら、博物館法の第三条を抜粋しております。博物館法第三条の第1項第3号におきまして、博物館の主な事業として、博物館資料に係る電磁的記録を作成し公開することが規定されました。この具体的な中身につきまして、公布通知で補足をしておりまして、一番下の公布通知における留意事項のオレンジ色の囲みの部分になります。この電磁的記録の作成、公開というのは、資料のデジタル・アーカイブ化とその管理及びインターネットを通じた公開、また、インターネットを通じた情報提供と教育、広報、交流活動の実施や展示・鑑賞の機会の提供など、そういったものをデジタルで行うことを想定しているところです。

博物館法の中では、デジタル・アーカイブとかデジタルとかという言い方がちょっとできなかつたもので、電磁的記録という言い回しになっているんですけども、博物館の望ましい基準告示においては、必ずしも電磁的記録以外の言い方でも問題ないと考えております。

23ページ目で、このデジタル・アーカイブ化の目的について、博物館部会の資料を引用してきております。情報の保存と体系化、資料の公共化、創造的活動への活用を促進することを目的としているところです。

24ページ目、お願いいたします。コレクションマネジメントにつきましては、先ほどのページ、何度か参照させていただきましたけれども、登録の基準となる参酌基準としての博物館法施行規則の中で、「博物館資料の収集及び管理の方針を定め、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること」というのが、博物館登録の条件となっているところです。ですので、これを定める際の留意事項についても、併せて「望ましい基準」で規定できるのではないかと考えております。

25ページ目、博物館部会の資料から、学芸員養成課程の科目の内容と実習ガイドラインの見直しを行った際の資料をお持ちしております。この学芸員の資質の一つとして、先ほど触れました経営戦略、利用者価値の向上、コレクションマネジメント等に係る記載を追記する必要があるのではないかとということで、26ページ目に抜粋してきておりますが、具体的に、博物館資料論の中で、コレクション管理に関する考え方とデジタル・アーカイブの構築、資料管理等を新たに盛り込んだところです。

続きまして、27ページ目に、先ほど申し上げた昨今の収蔵庫不足の状況について資料をおつけしております。約6割の館で収蔵庫が満杯で、8割以上の館でもう既に7割以上の収蔵庫が既に使われてしまっているような状況となっているところです。

こうした背景を踏まえまして、お示ししている改正案が28ページ目のスライドとなります。現行の「望ましい基準」の第五条の第1項を2項に分けるような形で改正を考えております。改正案を御覧いただきますと、第六条の第1項が新たに、「博物館資料の収集及び管理の方針の策定に当たっては、博物館資料に係る電磁的記録の活用の方法について留意するとともに、その所蔵する博物館資料の将来的な充実及び発展的な活用に向け、収集する資料の範囲や、資料の再評価や譲渡等を含めた資料管理の在り方について検討するものとする」といった形で、先ほど申し上げたようなデジタル・アーカイブ、デジタル化への対応や、また、方針の策定に向けて検討すべき項目、資料管理の在り方を盛り込んだ項となっております。

第五条、現行の第五条の第1項の中では、資料の実例をいろいろと挙げていたんですけれども、こちらは法律をそのまま引いているような形でしたので、割愛しても差し支えないのではないかと考えております。

また、以前は、実物等資料とその複製である複製等資料という2つの資料の類型があったんですけれども、昨今、複製であっても既にそれが一次資料であるようなケースですとか、もともとデジタルで制作されているような資料というものがあることを踏まえまして、資料という言い方で統一をできないかという一案をお示ししているところです。

また、現行の第五条で所在状況を確認するということがあったんですが、所在という、地域における所在状況というのが、生物などであれば確かにそうなのかもしれないんですけれども、該当する資料の種類がかなり限られているのではないかとということで、こちらも割愛しております。

続きまして、29ページ目、こちら、現行の第五条の第2項になりますけれども、こちらを第3項に繰り下げた上で、第4項第5号を新たに規定できないかと考えております。第2項の実物等資料、複製等資料の分け方をやめまして、「当該資料を複製、模造若しくは模写した資料」という形で、開いて記載することを想定しています。

第4項で、新たにデジタル・アーカイブを作成するという、そしてそれを外部データベース等と連携することを努力義務として記載しています。

また、もともと第2項で、「著作権法その他の法令に規定する権利を侵害することのない

よう留意する」という項目があったんですけれども、こちらを第5項として独立させる形で、複製ですとか資料の収集、制作、活用、また、デジタル・アーカイブ、外部データベースとの連携全般に係る形で、「著作権法その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意するものとする」という留意事項を定めております。

続きまして、30ページ目になります。こちらも、実物等、複製等の区分をなくしまして、また、以前は「図書、調査資料その他必要な資料の収集、保管、活用、また、それらに関する情報の体系的な整理に努めるものとする」という記載があったのですが、こういった図書以外にもインターネットによる文献などもいろいろとございますので、様々なものをまとめて、「情報」としてまとめてはどうかという一案をお示ししております。

また、補修及び更新のところ、定期的な点検の段階が必要ではないかということで、そちらを追記しております。

最後の現行の第6項、改正案の第8項におきまして、「また、休止又は廃止に備え、目録の公開や他の博物館等との連携に努めるものとする」ということで、以前から博物館が休止、廃止となる場合の博物館資料の保管、活用については規定があったんですが、それに加えて、目録の公開や他の博物館との連携を日頃からしておくことで、災害等にも有効だということこちらに追記をしております。

「資料の収集、保管等」に関しては以上です。

【松田座長】 御説明ありがとうございます。

すみません、司会の不手際でちょっと時間が押しておりますが、今、御説明いただきました「3、資料の保管」について、ページで言うと28、29、30に即して、議論を進められればと思います。

まず、28ページからいかがでしょうか。

半田委員、お願いいたします。

【半田座長代理】 ここ、「資料の収集、保管等」を具体的に「望ましい基準」に書き込むというのは非常にいい方向だというふうに思っておりますので、ぜひきちっとまとめていきたいなと思いますが、六条の第1項のところの「資料の再評価や譲渡等を含めた資料管理」という言い方をされていますけども、再評価はすごい大事だと思うんですね。これはいいと思うんですけど、譲渡というのは処分の一形態だと思うんです。要するに、処分というのは何らかの措置で、例えば台帳から抜いて譲渡する、あるいは寄託する、あるいは廃棄する、その一形態をここに書くというよりは、やっぱり処分という全体の用語を書いた

上で、その類型を示すかどうかというところだというふうに思いますので、まず、そこをちょっとコメントしたいと思います。

【松田座長】 ありがとうございます。

私も、ここはちょっと引っかけました。「除籍」かと最初私は思ったんですが、確かに「処分」でも良いかなという気がしました。ちょっと文言は考えていただければと思います。

「譲渡」については、30ページに博物館が休止や廃止となったときの資料の譲渡の話が出てくるんですが、ここでは「他の博物館に」と、どこに渡すかが限定されております。

「譲渡」を使う場合には、こうした譲渡先についての文言を入れないと、例えば美術品資料のマーケットを介した売却も含意されそうです。したがって、「除籍」などにするか、もし「譲渡」を使うのであれば、「その他の博物館に」といった文言が必要かなと私は思いました。

そのほか御意見、御質問いかがでしょうか。

【松本委員】 よろしいでしょうか。

【松田座長】 お願いいたします、松本委員。

【松本委員】 今の点にちょっと関連して私も思ったんですが、従来、日本の博物館、美術館の場合、今の譲渡、つまり削除、収蔵品の中から削除する、そういったところに関してあまり踏み込んだ扱いや表現や検討方法というのがないので、場合によってはここをもう少し掘り下げてもいいような気がするんですが、万一、危機的な状況も含めて処分せざるを得ない場合はどんな場合だとか、あるいはその場合の規定だとか、そういうこともちょっと定めよとか、もう少しちょっとここら辺は踏み込んで、別の項目でもう少し、少し推奨形態みたいなことを書くことができないんだろうかなというのが、ちょっとこれを見て思った感想です。

以上です。

【松田座長】 ありがとうございます。

松本委員、30ページの最後の8に出ているものとはまた別ということでしょうか。すなわち博物館が休止または廃止となる状況ではなく、経営的に問題が生じた場合というようなお話でしょうか。

【松本委員】 特に欧米の美術館、博物館では、あまり目立たないんですが、売却して新たなものを購入するとか、そういうのは結構、日常、やっております、日本ではめっ

たにそういうことはないんであまり念頭に置かれないんですけども、将来的にはそんなようなことも、今のいろいろな経営を取り巻く厳しい環境からすると、例えば民間企業にしても、閉じるんじゃなくて一部売却して次のものを集めるとか、いろんな形態もあり得るような気がするので、休止とか廃止以前の別の形態として、今後、考えていく必要がありそうかなというふうにちょっと思った次第です。

以上です。

【松田座長】 ありがとうございます。

そのほか、質問、御意見いかがでしょうか。

田中委員、お願いいたします。

【田中委員】 すみません。第六条の最初、そうですね、電磁的記録の活用で、デジタル化するというのも大事だというのはよく分かるんですけども、ここ、少し気をつけなくてはいけないと思うのは、デジタル化したら現物とか実物は要らないだろうというような暴論が、一部ではそういう話も聞くことがあるので、実物資料とデジタルの両方、もちろん大事ですし、デジタルは実物資料の代替に完全になるわけではないというところがあるので、ここは、デジタルの活用が図られれば本来の物自体は、全てとは言わないですけど、廃棄してしまってもいいんじゃないかというふうに読まれてしまうのは、ちょっと気をつけたほうがいいかなというところが一つ。

もう一つは、処分に関する規定については、去年、科研費の調査でアンケートを取った、公立博物館のアンケートを取った結果、処分規程をちゃんと持っているという館が極めて少ないということが分かりまして、それは非常に危険だなというふうに思っていて、一部の設置者や外部の有力な人の恣意的な判断で処分される可能性が極めて高いというところが懸念されるので、それは、公共財産としては、一部の人間の判断とかその時々判断で簡単に捨てられてしまったりということが起きないように、そういった規定をちゃんと整備した上でというところが大事なかなというふうに、ちゃんと説明責任も伴うと思うので、その辺りを分かるようにしておいたほうが、これだけ読むと、評価して、これ、要らないよね、デジタルで撮ってあるし捨てようというのがまかり通ってしまわないかなというところが懸念されるところです。

以上です。

【松田座長】 田中委員、ありがとうございます。

大原委員、お願いいたします。

【大原委員】 ありがとうございます。

言葉の本当に細かいところなのですが、28ページの第六条の2項、新しく入れられた「重要性」という言葉に少し引っかかりを感じました。私なんか美術館をやっているのでもよりそう感じるのかもしれないのですが、現時点で重要であることと100年後、重要であるものというのは違う可能性があつて、将来的な重要性を現時点で決めるようなことになったらすごく怖いと思っています。ただ、この文脈では、この重要性という言葉が生きているとも思うので、すみません、コメントです。よろしくお願いします。

【松田座長】 御指摘ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

半田委員、お願いいたします。

【半田座長代理】 30ページ、第六条の7項なんですけど、点検、補修、更新という3つの言葉が出てきますけど、若干意味が不明という感じがします。コレクションをやっぱり整理してきちっと情報化していく、それを公開してアクセス性を確保する。やっぱり文化財保護法の文脈からいうと、補修じゃなくて修理なのかな、これ。計画的修理とか。要するに、保存も大事ですよ。でも、活用していくためにいろいろな手段を講じてくださいね。デジタル・アーカイブもやってくださいね。でも、収蔵庫もいっぱいだから、その辺は再評価もしてという全体のこの項目の文脈はそういうところにあるんだろうと思うんですけど、点検というのが何を意味していて、補修、それから更新というのが何を意味しているのかって若干分かりづらい感じがするという感じがします。

【松田座長】 ありがとうございます。

大原委員、半田委員が御指摘になったような、文言の気になった点でも大丈夫ですので、同様の指摘があればまたお願いいたします。また、それ以外でも質問、御意見ございますか。

山崎委員、お願いいたします。

【山崎委員】 2点申し上げます。

先ほどの大原委員の「重要性」って言葉ですが、やっぱりこれも究極的には、館の使命の達成との、そのため、それとの関係性というか、使命を達成するためにこの資料は要るのかどうかという判断なんじゃないかなというふうに思ったのが1点目。

もう1点は、ちょっと細かい話ですが、今、一番最後のページのところですが、「休止又は廃止」ですけども、これから自治体で起こるのは恐らく縮小だと思うので、休止でも廃

止でもなく縮めるということが起こると思いますので、これを「休止又は廃止等」にするのか、休止を入れるのかはかはお任せしますが、そのニュアンスがあったほうがいいのかと思います。

以上です。

【松田座長】 山崎委員、御指摘ありがとうございます。

田中委員、お願いします。

【田中委員】 30ページの一番下のところの「休止又は廃止に備え、目録の公開」って、休止、廃止に備えて目録を公開するのではなくて、目録の公開は、そもそも博物館の使命として重要なことなので、ちょっとここはかなり私もかなり違和感があった部分ですね。そうしなくても、目録の公開はもう基本的な博物館の機能、使命としてやらなくちゃいけないし、博物館等の連携もしなくちゃいけないというふうに思うので、もちろん休止とか廃止してしまうと、もう情報がすぐ断絶されてしまって、もう目録も見れない、ホームページももうアクセスできないとかいうようになって、休止、廃止になった博物館のことを調べようと思うと全くアクセスできなくなるというのは、本当に私も身をもって体験しているので、ですが、それはもともとの目録の公開とか博物館連携はそうじゃなくても進めたいほしいなというのがありますので、この辺りはちょっと書きぶりを工夫していただければと思います。

【松田座長】 御指摘ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

佐々木委員、お願いいたします。

【佐々木委員】 ありがとうございます。すみません、時間なのに。

全体に関してなんですが、「望ましい基準」をつくるに当たって、今日もいろいろ参照したように、既存の法規や関連のガイドライン等を参照するのは当然ですが、ICOM、国際博物館会議が、現在、倫理規程の改定作業をしていて、今年の11月にドバイの大会で新しい倫理規程に改定するというので、その改定作業が段階的に行われて公開されています。今、第2版の案が来ていて、ICOMの日本委員会を通じて会員にお知らせがありますが、ざっと見たところ、今回のこの「望ましい基準」に書かれるべきことと対応するものも多いですし、参照したほうが良いと思っています。

基準は組織に対して、倫理規程は関係者、職員に対してなんですが、観点は違いますが、事柄についてはよく見ておいたほうが良いなということが書いてあります。今回の基準案

も見てみると、目前の事柄にきゅうきゅうとなっている感じがあって、「望ましい」のであるのだから、理想というか、本当にこうしたほうが良いという視点も、もっと高く持ったほうが良いのではないかと、自戒を込めて思います。だんだん視線が下向きになって、休止、廃止みたいな話になってきているので、やっぱりミュージアムは、こうでしょうというところは、ICOMなんかも傍らで見ておいたほうが良いと思っていますので、必要であれば情報提供もします。

【松田座長】 半田委員、お願いいたします。

【半田座長代理】 すみません、1点だけコメントさせてください。

荒川さんがさっき設置者と博物館の使い分けについて御説明をいただきましたが、やはり営むという答申の5つ目のテーマを「望ましい基準」に入れていただくというのはすごい大事なことだというふうに思うんですけど、やはり営む責任というのは、やはり設置者サイドにかなりな部分あるという前提に立つと、やはり二条には「設置者は」という項が3項に入りましたので、あとは「博物館は」で始まってもいいんじゃないかというのは、若干現場としても、え？ また、それ、博物館に来るのみみたいな感じというのは否めない部分があるかなというふうに思っていて、入れる部分も含めて若干御検討いただければいいかなというコメントです。

ありがとうございます。

【松田座長】 ありがとうございます。

オンラインの委員もよろしいでしょうか。

すみません、司会の不手際で延長してしまいましたが、本日の審議はこれで切り上げたいと思います。様々な御意見、御指摘ありがとうございました。

指摘がたくさん出ましたけれども、事務局にてまた御検討いただけるものだと思っております。それらを取りまとめて次回のワーキンググループでお示しくださるとい、そのような流れでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、時間となりましたので、本日の議論は以上とさせていただきます。

本日のワーキングは、年度ということでは最終回となりますが、委員の皆様におかれましては、来年度も継続してくださると伺っておりますゆえ、また令和7年度も議論を継続させていただければと思っております。よろしくをお願いいたします。

では、最後に事務局より事務連絡がございましたらお願いいたします。

【事務局（荒川）】 本日は、冒頭、オンライン会議の不具合がございまして、誠に申し

訳ございませんでした。

本日の議事録については、速記録が参りましたら、委員の皆様には共有をさせていただきたいと存じます。また、その際に御意見がございましたら、メール等でこちらから各委員に御共有させていただくことも可能ですので、そういった対応を取らせていただければと存じます。

また、次回の日程については、改めて御連絡をさせていただきます。

事務局からは以上です。

**【松田座長】** ありがとうございます。

では、これで第1期文化施設部会博物館ワーキンググループの第2回目を閉会します。本日は大変ありがとうございました。

— 了 —